

私たちと一緒に働きませんか？
～正社員募集～



はじめまして

私たちの会社は

労務コンサルティングの
プロフェッショナル集団

です。



お伝えしたいこと

今から私たちの想いをお伝えできればと思っています。少しだけお付き合い下さい。

1. 私たちのビジョン
2. 代表メッセージ
3. 私たちの仕事に対する考え方
4. 私たちの会社で働く6つの理由
5. 私たちの会社で活躍できる人
6. 事業の説明
7. 募集中の仕事内容
8. 労務コンサルタント・Sさんの一日の仕事
9. この仕事を通じて得られるもの



1. 私たちのビジョン

私たちは

「生産性高く人間関係の良い職場」

を日本中に創っていきたいと考えています。



2. 代表メッセージ

社会保険労務士事務所を立ち上げた際は「**ずっと働ける職場**」を創ることでした。

当時はメンタルヘルス対策が現在のように浸透しておらず、特に中小企業ではその意識は希薄であると感じていました。そのため「うつ病の社員を辞めさせたい」というご相談が多かったのです。仮にその社員が退職してもまた別の問題が生じることとなります。私たちは「辞めさせる」ではなく「ずっと働ける」という視点からご支援し、企業の生産性の向上、社員の心の健康を保持増進していくことを目指していました。

それから10数年が経過し、労働人口の減少やAIの導入、ダイバーシティ、国の「働き方改革」の施行を受け、今までの働き方を大きく変え、パラダイムシフトを起こさなければいけない時期に突入しました。現在はさらにその先である

「生産性高く、人間関係の良い素晴らしい職場」

を日本中に創っていくことが重要だと考えるようになりました。

私たちはこの大きな変革の時期に、企業の伴走者であり続けたいと思っています。



3. 私たちの仕事に対する考え方

私たちは、良い会社を創りたいと考えている会社の思いを実現するためのサポートをします。

そのために専門性を持って、分かりやすく伝えることを大切にしています。同時に会社が自立し、自分で改善していけるご支援を行います。

結果的に生産性高く、人間関係の良い、素晴らしい職場環境の会社を日本中に創っていきたいと考えています。

これらの実現のために、**一人一人が専門分野のプロフェッショナル**であり続けます。



4. 私たちの会社で働く6つの理由

① **安定** 創立平成18年より、毎年業績が上がっています。

② **わくわく** 働く上での「わくわく感」を大切にしているため、スタッフの誕生日をみんなで祝ったり、スタッフ同士のランチ会を開催しています。

③ **やりがい** 働く上で「自分のなりたい姿」を個人個人が持っています。その姿に向けたサポートをOJTやOFFJTを通じて行っています。

④ **成長** 最初は1号・2号を中心に、その後は労務コンサルタント補助を経て、実力がついた段階で3号を中心に行っていきます。

⑤ **仲間** 働く姿勢・態度として「協調性」を重要視しています。お互いを尊重し、お互いを助け合うことが職場風土として出来上がっています。

⑥ **社会貢献** 法改正の背景や意味を真摯に捉え実現に向けきめ細かい対応策を顧問先と一緒に考え実行していく伴走者としての役割が求められます。



(1) 安定

創立の平成18年より年商が前年度比 **約115%** の割合で伸びています。
これらは以下の要因が考えられます。

- ① 社労士の中でも3号中心の労務コンサルティングに特化した事業内容であること
- ② コンプライアンス意識の高い企業との顧問契約を行っていること
- ③ 「メンタルヘルス」や「働き改革」など常に国の流れに沿ったサービス提供を行っていることから顧問契約数が年々増加していること
- ④ 社内風土が良いこと
- ⑤ ④によりサービスの質の向上が図られることから顧客満足度が高いこと



(2) わくわく

働く上での「わくわく感」も大切にしています。

- ① スタッフの誕生日には毎月ケーキを買って職場のみんなでお祝いをします♪
- ② 毎月2回以上、スタッフ同士のランチ会。費用は会社持ちです！
- ③ 新年会、年度更新・算定お疲れ様会、忘年会では美味しいお料理を食べに行きます。もちろん費用は会社持ち！（お酒を飲めない社員もいます。その時はジュースで乾杯。アルコール強要はしませんのでご安心を。）ご家族の参加也大歓迎です。
- ④ 「親孝行手当」の支給ご両親との食事会などを一定額まで支給します。
- ⑤ ベネフィット・ワン（旅行や映画などの割引がある充実した福利厚生完備）
- ⑥ GLTD 万が一、病気などで働けなくなった際には、健康保険の傷病手当金とは別に長期所得補償の保険に加入しています。
(免責30日間、過去の疾病により加入できない場合もあります)



(3) やりがい

働く上で「**自分のなりたい姿**」を個人個人が持っています。
その姿に向けたサポートをOJTやOFFJTを通じて行っています。

ある者は未経験でありながら

「この事務所の役に立つ存在になりたい」と言ってくれ、社労士の業務を一から学び、
現在では社労士のマネージャーとなりスタッフの心の拠り所になっています。

ある者は「過重労働」へ問題意識を強く持っていました。

当事務所にて社労士の勉強をしながら合格を経て、現在は顧問先企業への労務コンサルタント
として
活躍しています。長年抱えていた過重労働の消滅に踏み切った実績を持っています。

ある者は「働く人の職場環境の改善の重要性を多くの人に伝えたい」とセミナー講師を希望し
ています。

現在は当事務所にて社労士勉強をしながら、1号、2号と労務コンサルタントの補助を行って
います。

正確で的確な業務や社内で行ってセミナー講師も絶賛に値します。

いずれ社労士となった際には、その者が目指すステージはすでに用意されています。



(4) 成長

最初は1号2号を中心に行って頂きます。
その後は労務コンサルタント補助を経て、実力がついた段階で3号を中心に行っていきます。

当事務所の顧問先は一部上場の企業様も複数いらっしゃいます。
中小企業でもコンプライアンスの意識の高いお客様ばかりです。
法令順守は当然ですがそれぞれの業界の中でもトップクラスであるため労務管理に関する先
進的な取り組みへの意見を求められます。

それらのご質問に対応できるための努力は求められますが、積み重ねた先には、想像以上に成
長したご自分と出会えることでしょう。

今までのスタッフでは、入社2年目で、厚生労働省委託事業の企画委員のオブザーバーから、
同事業のセミナー講師として全国で講師活動を行ったり、一部上場企業の働き方改革の支援業
務のチームリーダーを務めた大きな成果を挙げた者もいます。
また入社3年目で業界ビジネス書の執筆連載を行った者もいます。

努力次第で **目覚ましい成長を成し遂げることができる** のが当事務所の
特徴です。



(5) 仲間

働く姿勢・態度として「**協調性**」を重要視しています。
お互いを尊重し、お互いを助け合うことが職場風土として出来上がっています。

また「**向上心**」も強く小さな仕事もまじめに取り組みます。自らの役割を理解し、困難であっても回避することなく最後まで仕事をやり通します。

当事務所の業務内容は国の流れに沿って新しい分野を取り入れていきますので、今までやったことのない事業を行うこともあります。

困難な場面に遭遇することもあります。誰か一人に仕事が偏るのではなく、**困っていたら全員で助ける**ことも欠かしません。

仕事以外では、お互いの**プライベートも尊重**しています。

ランチ会でお互いを知っているので、プライベートなことの相談もあるようです。また年休も時間単位を取り入れているので、結婚記念日、お子さんの誕生日、学校行事、好きなアーティストのコンサートなど理由は問わず「お互い様」の気持ちで快く取得してもらえる雰囲気醸成も行っています。



(6) 社会貢献

代表メッセージにもありますが、私たちは「生産性高く、人間関係の良い素晴らしい職場」を創っていきたいと考えています。

現在は働き改革が施行され残業時間の上限規制や年休の取得促進などが進められています。この取り組みはこれから浸透していき、働きやすい職場環境へ改善に大いに役立つものと思います。

私たち社会保険労務士は、この法改正の背景や意味を待たずに捉え、実現に向けたきめ細かい対応策を顧問先様と一緒に考え、実行していく伴走者としての役割が求められます。またパワーハラスメントをはじめとするハラスメント防止や、働く人達への健康投資をし、健康高める方法を企業活動の中の仕組みに落としこんでいくことも重要です。私たちのアドバイスが顧問先に伝わり、顧問先で実践されることで、そこで働く人の毎日が変わり始めます。

一足飛びにはいきませんが、その小さな変化の積み重ねが企業の業績向上にもつながり、結果的にそこで **働く人達の人生をも変えていける** のです。



6. 私たちの会社で活躍できる人

【求める人物像】

- チャレンジ精神が旺盛な方
- チームで働くことの重要性を分かっている方
- 協調性のある方
- 誠実な方
- 自己の成長が社会の成長だと理解されている方
- 非喫煙者

(喫煙者であっても構いませんが施設内に禁煙室はありません。また就業時間、残業時内においてもは業務に専念をしていただくため「禁煙」としております。なお代表を含めスタッフ全員が非喫煙者です。)

【求める経験・スキル】

- 正社員経験3年以上
- ワード、エクセル等のPC基本操作ができる方
- 社労士受験生歓迎します。

社会保険労務士の資格の有無は問いませんが、有資格者、登録者であればお仕事の幅が広がります。代表メッセージにもありますが、私たちは「生産性高く、人間関係の良い素晴らしい職場」を創っていきたいと考えています。



7. 事業の説明

- **社会の保険労務士業務**
(労働保険・社会保険の事務代行、就業規則・各種規程の作成、助成金の申請代行)
- **労務コンサルティング** (職場環境改善の助言など)
- **労働基準監督署対応** (調査時における同行または是正勧告や、指導後の改善までの支援)
- **メンタルヘルス対策支援**
(心の健康づくり計画作成支援、ストレスチェックの職場分析結果に関する職場改善支援、セルフケア&セルフケア研修、休職者や復職者への対応に関する相談対応など)
- **過重労働防止対策**
(社内アンケートの実施&取りまとめ&分析&職場改善への支援、過重労働削減のための経営者、管理者、一般社員に向けた研修)
- **企業及び官公庁に向けたセミナー活動**



8.募集中の仕事内容

今回の求人では、1号、2号を中心に行って頂きながら、3号業務の補助業務 も行う方を募集します。

【主な業務】

- 労働保険・社会保険の手続業務（主に電子申請）
- メールや電話での顧問先様からのお問い合わせへの対応
- 職業規則・諸規程の作成
- 助成金申請代行
- 電話・来客対応
- 労務コンサルティング、セミナー講師補助業務
- 事務所内での事務作業



9. 労務コンサルタント・Sさんの一日の仕事

09:00 メールチェック、1日のタスク整理、優先順位づけ

09:15 顧問先様からの労務相談へのメール回答

11:30 同僚とランチ会（事務所内の制度）その後にお昼寝

13:00 移動

14:00 顧問先様と過重労働削減についてお打ち合わせ

18:30 退社

20:00 帰宅

20:30 子供と遊ぶ



まじめにお仕事中！
うわーお問合わせ
がいっぱいきてる！

三越前には
美味しいお
店がいっぱい♪



誕生日をみんなに祝ってもらいました♪



10. この仕事を通じて得られるもの

顧問のお客様から頂く直接的な「ありがとう」の言葉

こちらがご提案した内容を実践されたことによって、結果が出た際に「おかげで助かりました」「安心しました」などのお言葉をかけていただけることは、ありきたりかもしれないが素直に嬉しい。

同世代の友人と比較して自信をもって仕事できている

大学を卒業後、友人も自分もそれぞれが大手企業に入社した。途中で社労士になるか否か悩んだが今は大手企業に勤める友人の活動の活動を聞いても全く焦りはない。なぜなら今の仕事を自信をもってやっているから。

経営判断関与できることの重みを知ることができた

企業の経営者の人事部長との対応のため、初対面では年齢の浅い自分が信用されていないと感じることが多くある。しかし勉強を重ね、お打ち合わせ時には積極的に発言する、労務関係以外のニュースにもアンテナを立てるなどを行った結果、今では冷静に対応ができていると感じる。回数を重ねるたびに信頼していただき自分の発言を尊重して頂けるようになった。その結果、自分のアドバイスで会社が大きく方向転換を図った際に経営判断に関与できることの重みとそのすごさを知った。これは、1号2号ではわからなかったかもしれないと思う。

自分への自信

困難なこともあるが、チームで動いているからこそ誰かが支援してくれる。その大きな力を感じつつ新しいことへのチャレンジの積み重ねが自分自身を大きく変えてくれた。今はこの仕事そのものが自分自身であると言っても過言ではない。



求人のお問い合わせ

最後までお読み頂きまして誠にありがとうございました。

「もっと詳しく知りたい」、「自分の力を試してみたい」 そう思って頂けたら、幸いです。

なお、お給料と待遇は以下のとおりです。

正社員（中途採用）

月給230,000円～300,000円 経験、能力等を考慮して決定します。

（業務手当として10時間分の残業手当含む）

内訳：230,000円=213,300円+16,700円（業務手当）

～300,000円=278,250円+21,750円（業務手当）

なお10時間を超えた時点で、残業手当を支払います。残業が10時間未満であっても控除することはありません。

■ 通勤手当：上限20,000円

■ 社労士資格手当（登録者）：10,000円

■ 9時～18時（月～金）完全週休二日制 時間外あり

※ 通常は15時間程度、3月4月の入退社の多い時期や年度更新、算定時期などの繁忙期は30時間～40時間程度となります。なお14年間、残業が45時間を超えたことは一度もありません。

■ 労災保険・雇用保険・社会保険完備

■ 年休は労基法どおりですが、半日、1時間取得も可能です。

詳しくは以下のインフォメールでお問い合わせください。ご応募お待ちしております。

（なお、この応募は採用が決まり次第終了とさせていただきます。）

